

特記仕様書

業務名：令和6年度サンポチカにぎわい創出運営業務

必須事項 (項目)	内容
1. 契約の方法 種類	契約は、総価契約による「委託契約」とする。 履行方法は、一括履行による。
2. 総則	(1) 本特記仕様書は、「令和6年度サンポチカにぎわい創出運営業務」(以下「本業務」という)に適用する。 (2) 本特記仕様書に定めのない事項は、本市担当者と協議して決定する。 (3) 三宮中央通り地下通路「サンポチカ」の運用については別添「サンポチカ 運営ガイドライン」(以降、ガイドラインという)を適用する。
3. 業務概要	本業務は、令和4年11月にリニューアルオープンしたサンポチカについて、「変化に富んだ歩いて楽しい空間」の実現に向けて、アーティスト部屋等を使用したにぎわい創出や子ども向けのイベントを提案・実施する。
4. 契約期間	契約締結日翌日から令和7年3月31日までとする。
5. 履行場所	神戸市中央区三宮町1丁目他 (別紙箇所図)
6. 業務内容	(1) サンポチカの活用提案及び実施 ① アーティスト部屋の活用提案及び活用の実施(ライブペインティング等) <ul style="list-style-type: none">アーティスト選定については、ガイドラインに基づきサンポチカに適した選定をすること。3つのアーティスト部屋から2枚以上の壁面枠の活用を提案すること。提案にあたっては、コンセプト、実施内容、招へいアーティスト、デッサン等実施する壁画の内容が分かる資料をもって、本市と協議すること。既存の作品については神戸市HP参照 https://www.city.kobe.lg.jp/a83166/shise/kekaku/kensetsukyoku/sanpochika.html ② ポスターフレームの活用提案及び活用の実施 <ul style="list-style-type: none">ポスターフレームの活用について提案すること。ポスターフレームの活用については、芸術作品等の展示を想定しており、対象は、「ガイドライン」に記載の「おけるフレーム」とする展示希望者を広く募集し、展示を行うことが望ましいが、アーティストを招へいすることも可とする。また、後述するイベントとの連携も可とする。展示の募集については、自社HPやSNS等を活用すること。アーティストを招へいする場合は、ガイドラインに基づきサンポチカに適した選定を行うものとし、コンセプト、実施内容、招へいアーティスト、デッサン等実施する壁画の内容が分かる資料をもって、本市と協議すること。募集によりポスターフレームに展示する作品を選定する場合は、ガイドラインに基づき選定を行うこととし、審査基準、審査員を明確にすること。

- ・ 展示作品については、契約期間終了時に持ち主に返却する等、撤収を行うこと。
- ③ 子ども向けイベントの提案及び実施
 - ・ サンポチカにおいて、子供向けのイベントを提案し、1回以上実施すること。
 - ・ 実施内容、実施日等については本市と協議の上、決定すること。
 - ・ 子ども向けイベントにおいては、子どもの作成したものをポスターフレームで展示するなど、子どもが参加した痕跡がサンポチカに残るものや、子どもの記憶として残るようなイベントが望ましい。
 - ・ 三宮プラッツ (<https://platz-kobe.com/>) 等の周辺施設との連携も可とする。
 - ・ イベントの実施に当たっては、ガイドラインに基づき、道路交通法・消防法等の法令の遵守に留意すること。
 - 道路交通法上の留意点についてはガイドラインを確認のこと。
 - 火気の使用は厳禁とし、管理者が不在の状態で、可燃物を放置することは不可とする。その他、消防法等に従うこと。
 - ・ イベントの広報、申し込み受付については、本市HPで実施可とする。
- ④ サンポチカ知名度向上のための広報
 - ・ サンポチカの知名度向上のため、上記①～③の実施内容について、自社HPやSNS等を用いて広く周知できるよう、広報を行うこと。
- ⑤ 企画書の提出
 - ・ 上記、①～④について内容をまとめ、企画書を本市に提出すること。

(2) 事業の実施にあたって

本市との協議の結果、企画書が承認された後、提案した事業を実施すること。

- ① 現場作業日が決定次第、速やかに本市に報告すること。
- ② 本市より、本業務の実施内容を本市の広報ツールを使用し、情報発信を行う場合、資料提供など協力を行うこと。
- ③ サンポチカに作成する作品の取り扱いについて、アーティストと神戸市において、別途覚書を締結するため、アーティストとの調整を実施すること。
- ④ スタッフ、参加者の不慮の事故等に備えるため、ボランティア保険等に加入すること。

(3) 関係機関との調整、申請

- ① 警察：本通路は道路となるため、通行の妨げとなるような行為は事業者の責任において、生田署へ道路使用許可を申請すること。
- ② 地下通路維持管理者：三宮中央通り地下通路の日常の清掃等の維持管理は、三宮中央通り駐車場の運営管理を行っている「神戸電鉄グループ共同事業体」が行っている。本業務の現場作業と日常管理が錯綜する場合は、適宜、臨機応変に応じること。作業等の実施日・内容にあたっては、本市より「神戸電鉄グループ共同事業体」へ連絡を行うため、事前に本市に通知すること。

(4) 打合せ

	<p>適宜、本市と打合せを行うこと。</p> <p>(5) 報告書作成 本事業の実施内容等、結果を報告書にまとめること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施した内容について、写真・記録をまとめること。 ・ 壁画枠を活用したアーティストについては、プロフィールに加え神戸市とアーティストの間でアート作品に関する覚書を交わすため、連絡先をまとめること。
7. 成果品	業務報告書 フラットファイル 1部 (CD-R 2枚含む)
8. 担保期間	完成検査合格の当日より 12箇月